

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

子供の借金に親が担保を提供

Q：私の息子が独立して事業を始めたいと言いました。資金はありませんので借りなくてはなりません。

銀行から借金をするのに際し、私が所有している土地を担保にしようと考えています。

この場合、課税上何か問題はありませんか。

A：子供の借入金の担保として、親が財産を差し出すというケースはよくあります。

この場合、親から子供へ“担保物の提供”という利益の贈与があったと考えられますが、これについて贈与税が課税されてしまうのでしょうか。

答えはノー。

親と子、夫と妻など特殊な関係にある者がこのような利益の供与を行った場合でも、それにより受ける利益の額が少額であれば、贈与税がかかることはありません。(相続税基本通達9-10)

ただし、親から提供された担保が実際に借入金の返済に使われた場合は、課税されます。担保物が親から子供へ贈与されたものとして、贈与税の課税対象となります。

